

航行不能航空機の撤去に関する空港運用ガイダンスに係る Q&A

JAPA ビジネス航空委員会

表記の件、国土交通省航空局安全部空港安全室に問い合わせた結果をQ&Aとしてまとめました。みなさまの参考としてください。

1) 当該ガイダンスの各空港管理者への周知スケジュール

【制度適用日】令和6年4月適用（猶予期間を1年半設け、令和7年9月までに実施）とのこと。

各空港で実施日は異なるとの認識で良いでしょうか？

⇒御認識のとおりです。

すなわち、「ある空港では同意書の提出を求められるが、別の空港では求められない。」というような時期が、令和7年9月末まで続くということが良いでしょうか？

⇒御認識のとおりです。

なお、各空港管理者におきましても相当数の関係者と調整を行うための準備期間が必要となることから、各空港で実施日が異なることを想定しています。

2) AICの発行の有無

添付ファイルの通り、落下物の同意書についてAICが発行されましたが、

「航行不能航空機の撤去に関する同意書」について周知するAICは発行されるのでしょうか？

⇒「航行不能航空機の撤去に関する同意書」や「運航者撤去作業計画」に関するAICを発行予定であり、関係者と調整を進めております。なお、現時点では発行予定時期を提示できないこと御容赦願います。

3) 同意書の提出方法等について、下記の通り質問します。

① 本省または地方局で、空港全体を一括した同意書の提出は可能でしょうか？

⇒本ガイダンスでは空港管理者が航行不能航空機の撤去作業又は支援を行うために必要と考えられる基本事項を同意書案として掲載しておりますが、各空港管理者において編集のうえ使用されることを想定しており、各空港管理者と調整のうえ、当該空港管理者に直接提出いただく必要があります。

② 全国の空港で、統一した運用となるよう対応は可能でしょうか？（同意書の有効期間など）

⇒同意事項、提出方法や有効期限等は各空港管理者の判断によることから、統一した運用は困難です。

③ 各空港別の対応方法は、AIPのAD 2.20 Local Traffic Regulations 9. Removal of disabled aircraft from runwaysで公示することは可能でしょうか？

⇒航行不能航空機の撤去に関するAIP掲載事項は航空情報センターと調整中です。

④ 「撤去に係る必要の大まかな目安については各空港管理者より開示する方向」とのことですが、進捗状況はいかがでしょう？

⇒空港管理者が撤去資機材リストや概算費用の目安を作成いたしますので、各空港管理者にお問い合わせ願います。

⑤ 書類の提出に関しまして、各飛行場毎に行うのではなく、FAIBで一括管理をすることは可能でしょうか？

⇒ご面倒をお掛けしますが各空港管理者に個別提出いただく必要があります。同意書等の提出については、各運航者等から直接各空港管理者に提出されることが原則ですが、今後、航空局にてシステム等により一元的に提出を受け付ける仕組みが構築できた場合には、別途利用方法等についてご案内いたします。